

大津駅前広場等の利活用プレイヤー発掘・育成支援業務  
公募型プロポーザル実施要領

1 目的

本要領は、「大津駅前広場等の利活用プレイヤー発掘・育成支援業務」に係る委託の相手方となる事業者の選定に当たり、公募型プロポーザルの実施方法等の必要な事項を定めることを目的とする。

2 業務概要

- (1) 業務名 大津駅前広場等の利活用プレイヤー発掘・育成支援業務
- (2) 業務内容 別添「大津駅前広場等の利活用プレイヤー発掘・育成支援業務仕様書（以下「仕様書」という。）」の内容に基づき業務を実施するものとする
- (3) 業務期間 契約締結日から令和8年3月27日（金）まで

3 予算額

委託料の上限は3,000千円（消費税額及び地方消費税額を含む。）とする。

4 実施形式 公募型

5 スケジュール

- |           |       |              |
|-----------|-------|--------------|
| 令和7年5月    | 1日（木） | 公告（公募開始）     |
| 令和7年5月    | 8日（木） | 質問締切         |
| 令和7年5月14日 | （水）   | 質問回答（ホームページ） |
| 令和7年5月19日 | （月）   | 参加申込締切       |
| 令和7年5月27日 | （火）   | 企画提案書等の募集締切  |
| 令和7年6月    | 4日（水） | プレゼンテーション審査  |

※なお、応募者が多数の場合は、別途審査日を設ける場合がある。

6 参加資格

プロポーザルに参加できる者（提案者となろうとする者）は、次に掲げる要件の全てに該当する者とする。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項に規定する者に該当しない者であること。
- (2) 大津市から指名停止を現に受けていないこと。
- (3) 市町村税（本店所在地分及び本市分（支店、営業所等が本市に存する場合に限る。）、消費税及び地方消費税を滞納していない者であること。
- (4) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立てがされている者（更生手続開始の決定を受けている者を除く。）又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがされている者（再生手続開始の決定

を受けている者を除く。)でないこと。

- (5) 破産法(平成16年法律第75号)に基づく破産手続開始の申立てがされている者又は会社法(平成17年法律第86号)に基づく特別清算開始の申立てがされている者でないこと。
- (6) 本プロポーザルに参加する他の参加者との間に次に掲げる資本関係又は人的関係がない者であること。ただし、イ(7)にあつては、会社等(会社法施行規則(平成18年法務省令第12号)第2条第3項第2号に規定する会社等をいう。以下同じ。)の一方が更生会社(会社更生法第2条第7項に規定する更生会社をいう。)又は民事再生法第2条第4号に規定する再生手続が存続中の会社等である場合を除く。

#### ア 資本関係

- (7) 親会社等(会社法第2条第4号の2に規定する親会社等をいう。以下同じ。)と子会社等(同条第3号の2に規定する子会社等をいう。以下同じ。)の関係にある場合
- (イ) 親会社等を同じくする子会社等同士の関係にある場合
- (ロ) (7)又は(イ)と同視しうる関係にあると認められる場合

#### イ 人的関係

- (7) 一方の会社等の役員(会社法施行規則第2条第3項第3号に規定する役員のうち、次に掲げる者をいう。以下同じ。)が、他方の会社等の役員を現に兼ねている場合
- a 株式会社の取締役。ただし、次に掲げる者を除く。
- (a) 会社法第2条第11号の2に規定する監査等委員会設置会社における監査等委員である取締役
- (b) 会社法第2条第12号に規定する指名委員会等設置会社における取締役
- (c) 会社法第2条第15号に規定する社外取締役
- (d) 会社法第348条第1項に規定する定款に別段の定めがある場合により業務を執行しないこととされている取締役
- b 会社法第402条に規定する指名委員会等設置会社の執行役
- c 会社法第575条第1項に規定する持分会社の社員(同法第590条第1項に規定する定款に別段の定めがある場合により業務を執行しないこととされている社員を除く。)
- d 組合の理事
- e その他業務を執行する者であつて、aからdまでに掲げる者に準ずるもの
- (イ) 一方の会社等の役員が他方の会社等の会社更生法第67条第1項又は民事再生法第64条第2項の規定により選任された管財人(以下「管財人」という。)を現に兼ねている場合
- (ロ) 一方の会社等の管財人が、他方の会社等の管財人を現に兼ねている場合
- (ハ) (7)から(ロ)までと同視しうる関係にあると認められる場合
- (7) 次のアからカまでのいずれの場合にも該当しないこと。

- ア 役員等(個人である場合にはその者その他経営に実質的に関与している者を、法人である場合にはその役員、その支店又は常時契約を締結する事務所の代表者その

他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。)が、暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)又は暴力団員(同条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)であると認められるとき。

- イ 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしていると認められるとき。
  - ウ 役員等が、暴力団若しくは暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど、直接的又は積極的に、暴力団の維持若しくは運営に協力し、又は関与していると認められるとき。
  - エ 役員等が暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしていると認められるとき。
  - オ 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。
  - カ 営業活動に係る必要な契約の締結に当たり、その相手方がアからオまでのいずれかに該当することを知りながら、当該相手方と契約を締結したと認められるとき。
- (8) 令和2年度から令和6年度までの間に国又は地方公共団体との間で、まちづくり人材等育成支援業務その他これに類似する業務に係る契約を締結し、これを履行した実績(履行中のものを含む。)を有する者であること。

## 7 質疑・応答

- (1) 提出方法 別添の質問書(様式6)により、電子メールにて提出すること。  
※ただし、必ず電話等で送信した旨伝え、担当課で着信したことを確認してください。  
※郵送、持参、FAX 不可  
※メール件名に「プロポーザル質問. 送信年月日(西暦8桁). 商号又は名称」とし、電子メールにて提出すること。  
※郵便、電話又は口頭による質問は受け付けません。
- (2) 期限 令和7年5月8日(木)午後5時まで(必着)  
※期限後の質問は一切受け付けません。
- (3) 提出先 〒520-8575 大津市御陵町3番1号  
大津市都市計画部都市魅力創造課  
電話077-528-2957(直通)  
電子メールアドレス otsul306@city.otsu.lg.jp
- (4) 回答方法 市ホームページへ掲載します。回答及び掲載は令和7年5月14日(水)を予定しています。

## 8 参加申込の手続き

### (1) 提出書類

プロポーザルへの参加を希望する者は、本実施要領、仕様書及び大津市契約規則（昭和40年規則第35号）等の各規定を理解した上で、次のイ(ア)から(オ)までに掲げる書類にあっては原本1部及び副本10部を、ア(ア)から(エ)までに掲げる書類にあっては1部を提出すること。

#### ア 参加申込に係る提出書類

(ア) 参加申込書（様式1）

(イ) 誓約書（様式2）

(ウ) 会社概要（任意の様式）

- ・様式は任意のものとし、A4用紙1枚（両面印刷可）以内にまとめること。
- ・会社の特徴がわかるよう記載すること。
- ・大津市競争入札参加資格者名簿の登録の有無を記載すること。

(エ) 大津市競争入札参加資格者名簿に登録がない場合にあっては、次に掲げる書類

- a 直近年度の市町村税（本店所在地分及び本市分（支店、営業所等が大津市に存する場合に限る。））及び消費税の納税証明書（写し可）（滞納がないことを確認できるもの）
- b 法人の場合にあっては履歴事項全部証明書（法人登記簿謄本）（写し可）、役員名簿（様式3）及び委任状（本店から委任を受けて支店、営業所等が申込みを行う場合に限る。）、個人の場合にあっては身分証明書の写し

#### イ 企画提案に係る提出書類

(ア) 企画提案書

(イ) 本業務を受託した場合の実施体制（様式4）

(ウ) 業務実績（様式5）

- ・令和2年度から令和6年度までの間に国又は地方公共団体との間で、まちづくり人材等育成支援業務及び類似事業に係る契約を締結し、これを履行した実績（履行中のものを含む。）の主なものを記載すること。

(エ) 業務工程表

(オ) 価格見積書

- ・業務内容及び各業務費等の積算内容がわかるように記載すること。
- ・消費税額及び地方消費税額を含む全体額を明記すること。

### (2) 提出期間及び時間

#### ア 参加申込にかかる提出書類

令和7年5月19日（月）午後1時まで

#### イ 企画提案にかかる提出書類

令和7年5月27日（火）午後5時まで

### (3) 提出方法

持参又は郵送に限る。持参の場合は提出期限までの開庁日の午前9時から午後5時まで（(2)(ア)に掲げる書類を令和7年5月19日（月）に提出する場合にあっては、

午前9時から午後1時まで)とする。なお、郵送の場合は、配達されたことが証明できる方法によることとし、提出期限までに到着したものに限り受け付ける。郵便事故等については提出者のリスク負担とする。

#### (4) 提出先

〒520-8575 大津市御陵町3番1号 大津市役所本館3階  
大津市都市計画部都市魅力創造課

### 9 企画提案書作成方法

(1) 仕様書に基づき、審査方法等を踏まえた上で、次の各項目の内容を記載した企画提案書を提出すること。ただし、下記項目に加えて、新たな項目について提案を行うことは妨げない。

#### ①本業務の実施方針等

・本業務実施にあたっての実施方針や実施体制、工程について

#### ②業務の内容に係る企画提案

・本業務の内容に係る企画提案について、スケジュールも含め、具体的に記載すること。

(2) 様式は任意のものとするが、A4版縦、横書き、左綴じを原則とし、表紙を含めて20ページ以内のものとし、表紙以外にページ番号を振ること。また、A3版用紙による折り込みは差し支えないが、2ページとして計上すること。

(3) 表紙には「大津駅前広場等の利活用プレイヤー発掘・育成支援業務」と記載するとともに、正本1部のみ表紙に会社名を記載し、それ以外については、会社名が推測される記載やデザイン等を削除すること。

### 10 審査方法

#### (1) 審査方法

企画提案書等による書面審査及びプレゼンテーション審査とし、事前に定めた審査基準によりプロポーザル審査委員会（以下、「委員会」という。）が審査し、候補者及び次順位候補者を選定します。プレゼンテーション審査は以下の日程で行います。

日 時 令和7年6月4日（水）

説明時間 20分以内

質疑応答 10分程度

参加人数 3人以内（本業務の責任者を含む。なお、説明者は選考された場合に本業務で配置予定の主たる担当者とする。）

※時間・場所は別途、通知します。

※応募数が多数の場合は、提案時間を変更し、又は別途審査日を設ける場合があります。

※プレゼンテーション審査当日の追加資料は原則認めません。ただし、パワーポイント等で説明する場合に、画面表示するものを手元で確認するために、画面表示と同じものを印刷した資料に限り配付を認める。

## (2) 審査基準

別紙「審査基準」に基づき審査する。

最低基準点は、審査員全員の合計において満点の6割とし、採用の決定は最も高い点数を獲得し、かつ最低基準点を満たす提案となる。なお、同一の審査項目において審査員全員から最低評価を受けた提案は採用しない。

総合計点数が同点であった場合は、見積金額が最も低い者を採用することとし、さらに、見積金額が同額である場合は、後日、くじにより決定するものとする。

### 1.1 審査結果の通知

(1) 通知方法 プレゼンテーション審査を受けた全ての提案者に文書で通知する。

(2) 通知時期 令和7年6月10日(火)(予定)

### 1.2 契約の締結

審査により採用を決定された受託候補者は、本業務について担当課と協議を行い、協議の結果に合わせた仕様書を改めて作成するとともに、その仕様書に基づく見積書を作成し提出すること。

契約の締結は、提出された見積書を基に随意契約の方法により行う。ただし、本契約を締結する日までの間に受託候補者が第6項各号に掲げる要件のいずれかを満たさなくなった場合は、契約を締結しない。この場合は、市は一切の損害賠償の責を負わない。

この際、参加資格を満たす次点者が受託候補者としての地位を取得する。

### 1.3 提出書類の取扱い

(1) 提出された全ての書類は、返却しません。

(2) 提出後の差替え及び追加・削除は認めません。

(3) 提出された書類は、提出した者に無断でこのプロポーザルに係る審査以外には利用しません。

(4) 市が必要と認める場合には追加資料の提出を求めることがあります。

(5) 企画提案書の提出は1者につき1案とします。

### 1.4 情報公開及び提供

市は企画提案者から提出された企画提案書等について、大津市情報公開条例(平成14年条例第4号)の規定による請求に基づき、第三者に開示することができる。ただし、事業を営む上で、競争上又は事業運営上の地位その他正当な利益を害すると認められる情報は非開示となる場合がある。

なお、本プロポーザルの受託候補者選定前において、決定に影響がでるおそれがある情報については決定後の開示とする。

## 1 5 その他

### (1) 言語及び通貨単位

手続において使用する言語及び通貨単位は、日本語及び日本国通貨に限ります。

### (2) 費用負担

書類作成及び提出に係る費用など、必要な経費は全て提出者の負担とします。

緊急やむを得ない理由等により、本公募型プロポーザルを実施することができないと認めるときは、停止、中止又は取り消すことがあります。なお、この場合において本公募型プロポーザル方式に要した費用を大津市に請求することはできません。

### (3) 参加辞退の場合

参加申込書の提出後又は企画提案書の提出後、都合により参加を辞退することになった場合は、速やかに辞退届（様式7）により、担当課あてに提出してください。

### (4) 失格事項

次のいずれかに該当した場合は、その者を失格とします。

ア 参加資格要件を満たしていない場合

イ 提出書類に虚偽の記載があった場合

ウ 実施要領等で示された、提出期日、提出場所、提出方法、書類作成上の留意事項等の条件に適合しない書類の提出があった場合

エ 選定結果に影響を与えるような不誠実な行為を行った場合

オ 参考見積書の金額が3の予算額を超過した場合

### (5) 著作権等の権利

企画提案書等の著作権は、当該企画提案書等を作成した者に帰属するものとします。

ただし、受託先に選定された者が作成した企画提案書等の書類については、市が必要と認める場合には、市は、受託先にあらかじめ通知することによりその一部又は全部を無償で使用（複製、転記又は転写をいう。）することができるものとします。

(6) 提案者は、本プロポーザル方式の実施後、不知又は内容の不明を理由として、異議を申し立てることはできません。

## 1 6 問い合わせ先

〒520-8575 大津市御陵町3番1号

大津市都市計画部都市魅力創造課 担当：越智(おち)

電話077-528-2957（直通） FAX077-527-1028

電子メールアドレス otsu1306@city.otsu.lg.jp